

南伊勢町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	10,925人	10,426,746 千円	306,457 千円	1,676,609 千円	16.1%	15.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

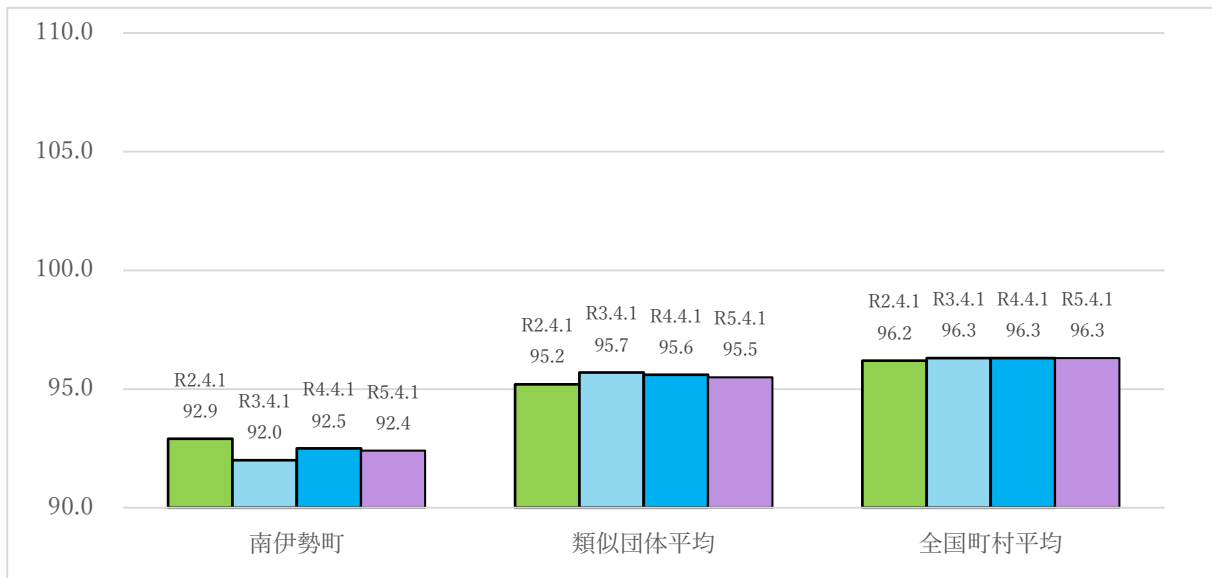
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	193人	千円 660,610	千円 76,768	千円 253,888	千円 991,266	千円 5,136	千円 5,447

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和５年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③１００を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- | | |
|---|---|
| ① | — |
| ② | — |
| ③ | — |

(4) 給与改定の状況 人事委員会を設置していません

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 ~~未実施~~]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【特例による医師及び歯科医師に対する支給割合】国基準１６％に対し、当町においても１６％を支給。

（実施時期）平成２７年４月１日より実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南伊勢町	42.8歳	300,200円	334,229円	322,705円
三重県	43.8歳	330,856円	421,504円	369,671円
国	42.4歳	322,487円	— 円	404,015円
類似団体	41.6歳	301,834円	353,660円	327,274円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南伊勢町	52.0歳	31人	253,882円	277,003円	271,392円	—	—	—	—
うち清掃職員	52.3歳	13人	264,300円	306,653円	286,500円	廃棄物 処 理 業	47.3歳	310,800円	0.99
うち学校給食員	62.3歳	2人	193,600円	201,950円	200,700円	飲食物調理 従 事 者	45.9歳	255,200円	0.79
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	329,178円	—	—	—	—	—
類似団体	51.1歳	6人	278,791円	302,336円	290,864円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
南伊勢町	—	—	—
うち清掃職員	4,775,936円	4,321,100円	1.11
うち学校給食員	2,834,300円	3,366,400円	0.84

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～4年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において

明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区 分		南伊勢町	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	194,300円	185,200円
	高 校 卒	154,600円	161,500円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	151,900円	－	－
	中 学 卒	－	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和５年４月１日現在）

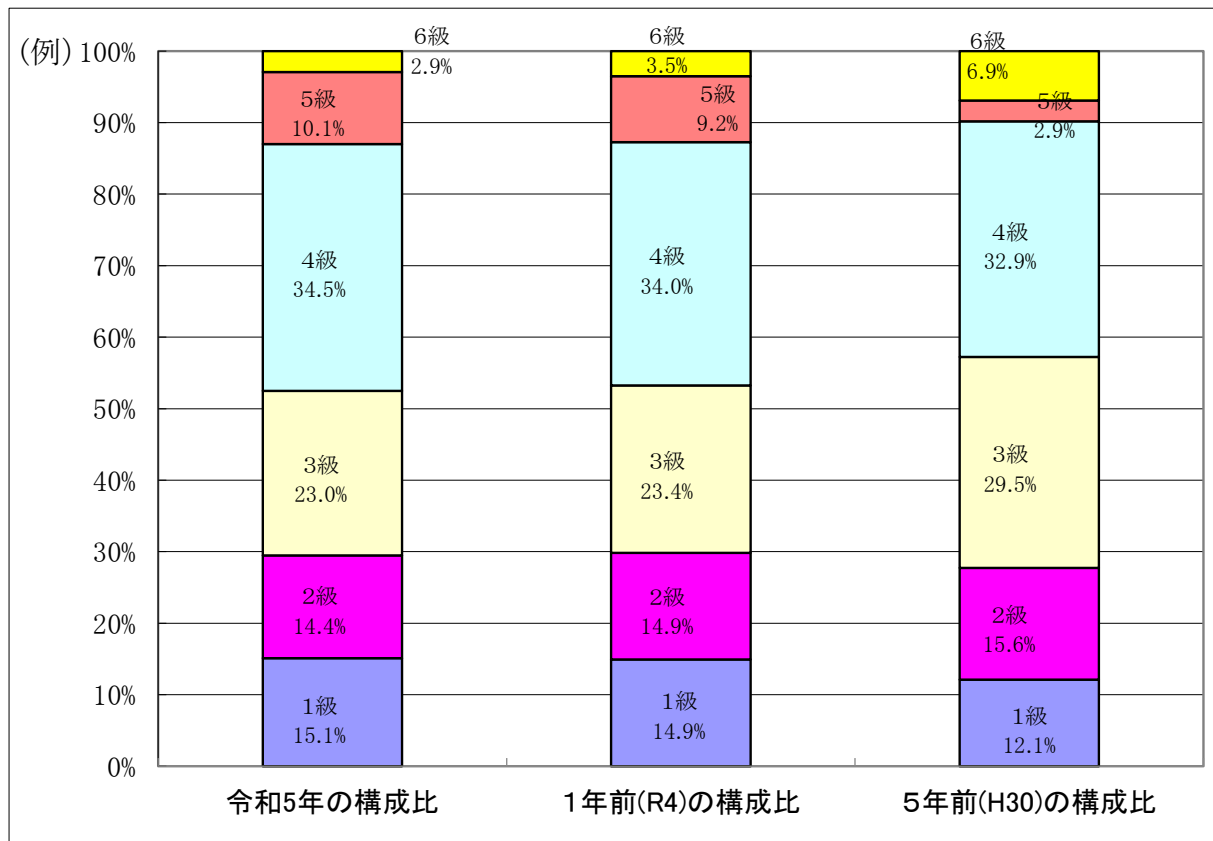
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,100円	345,600円	366,200円	381,100円
	高 校 卒	215,900円	248,000円	319,300円	346,300円
技能労務職	高 校 卒	235,400円	263,400円	270,600円	290,800円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

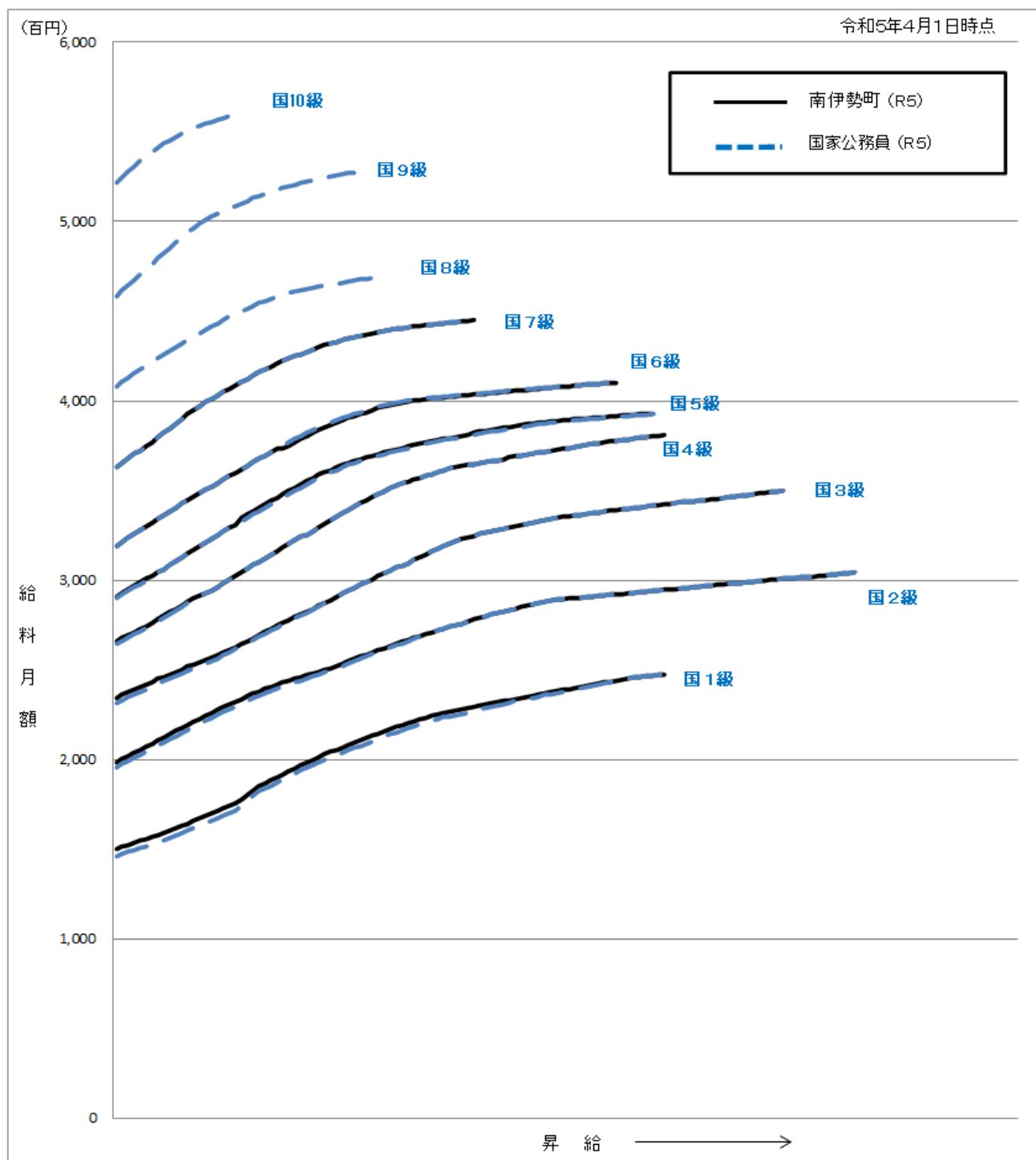
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	職員	21人	15.1%	150,100円	247,600円
2 級	職員	20人	14.4%	198,500円	304,200円
3 級	主査	32人	23.0%	234,400円	350,000円
4 級	主任、係長、園長	48人	34.5%	266,000円	381,000円
5 級	課長 またはこれに相当する職務	14人	10.1%	290,700円	393,000円
6 級	相当の経験を有する課長	4人	2.9%	319,200円	410,200円

- (注) 1 南伊勢町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和５年中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ．人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南伊勢町	三重県	国
1人当たり平均支給額（４年度） 1,350千円	1人当たり平均支給額（４年度） 1,642千円	—
（４年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（４年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（４年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％ 管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％ 管理職加算 15～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和５年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

南伊勢町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２～４５％加算）			定年前早期退職特例措置（２～４５％加算）		
１人当たり平均支給額	330千円	19,578千円			

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、４年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和５年４月１日現在） 支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在） 支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	25,608 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	133 千円
支給実績（３年度決算）	26,147 千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	131 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (４年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (４年度決算)
扶 養 手 当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・16～22歳の子に対し5,000円加算	同じ		16,819千円	221,303円
住 居 手 当	月額16,000円を超える家賃を支払いしている職員に支給 (借家)最高支給限度 月額 28,000円	同じ		2,890千円	206,457円
通 勤 手 当	交通機関(限度額) 55,000円 交通用具(限度額) 40km以上 31,600円	同じ		22,844千円	144,581円
管理職手当	課長、課長相当職 28,000円 専門監、センター長 18,000円 園長 12,000円	同じ		6,528千円	296,727円

5 特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	720,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 町 長	550,000 円	883,000 円 ／ 504,000 円
報 酬	議 長	300,000 円	331,000 円 ／ 252,000 円
	副 議 長	240,000 円	262,000 円 ／ 196,000 円
	議 員	220,000 円	240,000 円 ／ 174,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(４年度支給割合) 4.40 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(４年度支給割合) 3.55 月分	
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×41.6／100 給料月額×在職月数× 25／100	(１期の手当額) (支給時期) 14,377千円 任期毎 6,600千円 任期毎
	備 考		

(注) 1 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

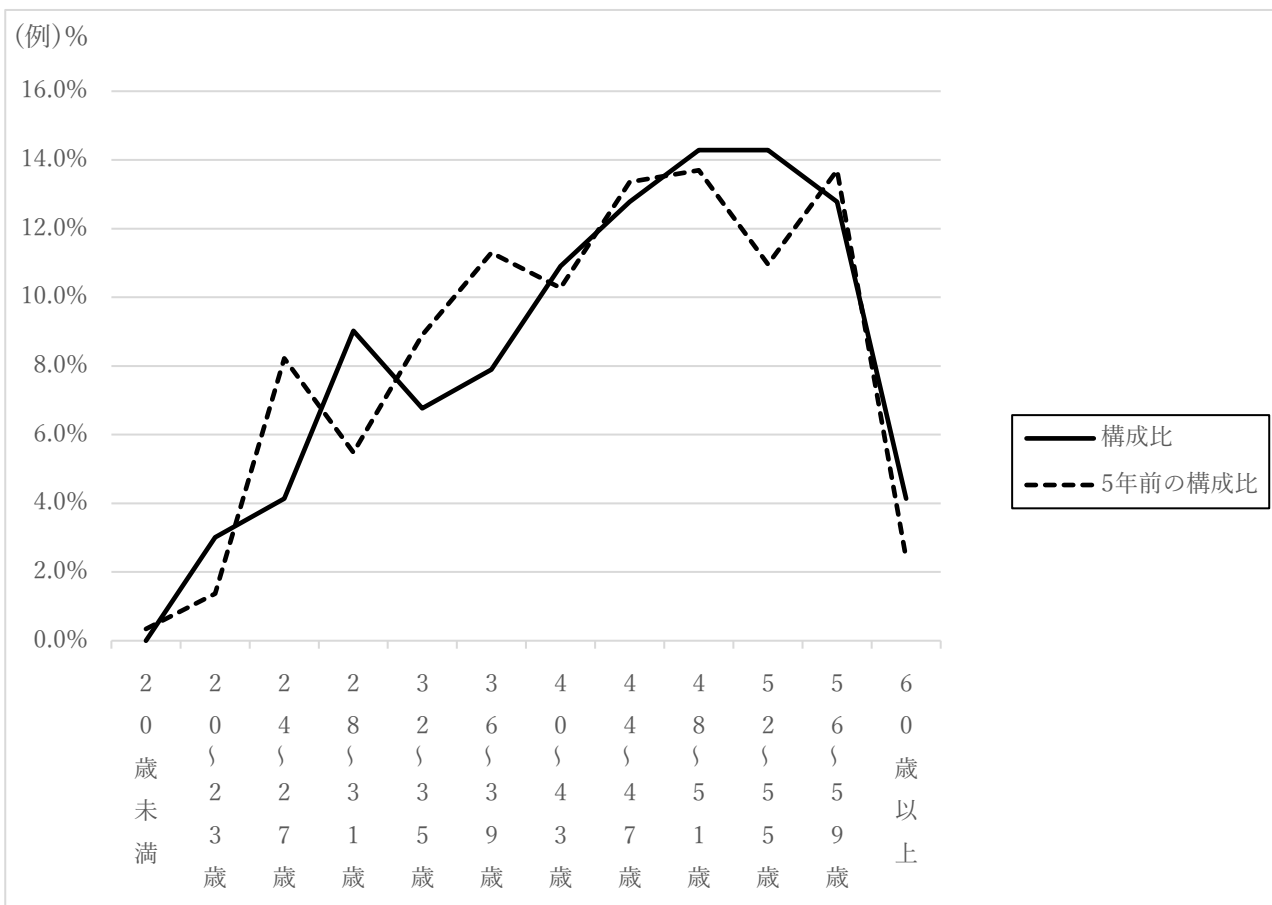
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	欠 員 不 補 充
		総 務	40	44	△ 4	
		税 務	7	7	0	
		農 林 水 産	13	13	0	欠 員 不 補 充
		商 工	6	7	△ 1	
		土 木	12	12	0	欠 員 不 補 充
		民 生	61	65	△ 4	
		衛 生	30	30	0	
	計		173	182	△ 9	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 158.35 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 105.38 人)
	教育部門		10	11	△ 1	欠 員 不 補 充
公 営 企 業 計 等 部 門	消防部門		0	0	0	
	小 計		183	193	△ 10	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 159.39 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 125.39 人)
	病 院	水 道	62	64	△ 2	欠 員 不 補 充
		下 水 道	4	4	0	
		そ の 他	5	4	1	
		小 計	12	11	1	
合 計	小 計		83	83	0	業 務 増 業 務 増 (介 護 保 険 業 務)
	合 計		266 [376]	276 [376]	△ 10 [0]	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 243.47 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～22歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0 人	8 人	11 人	24 人	18 人	21 人	29 人	34 人	38 人	38 人	34 人	11 人	266 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	192	191	183	187	182	173	－19(△10%)
教育	17	18	14	12	11	10	－7(△41%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(%)
普通会計計	209	209	197	199	193	183	－26(△12%)
公営企業等会計計	83	82	87	87	83	83	0(%)
総合計	292	291	284	286	276	266	－26(△8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 367,360	千円 △25,272	千円 17,740	% 4.8	% 5.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
4年度	4人	千円 12,874	千円 2,058	千円 2,808	千円 17,740	千円 4,435	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
南伊勢町	31.0歳	237,475円	269,550円
団 体 平 均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南伊勢町(水道事業)	南伊勢町(普通会計)
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,135 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,350 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和５年４月１日現在）

南伊勢町（水道事業）			南伊勢町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（２～４５％加算）			定年前早期退職特別措置（２～４５％加算）		
１人当たり平均支給額	０千円	０円	１人当たり平均支給額	330千円	19,578千円
（令和４年度 支給なし）					

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、３年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和５年４月１日現在） 支給なし

エ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在） 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	1,508 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	377 千円
支給実績（令和３年度決算）	1,032 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	258 千円

- （注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- ２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和４年度 決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （４年度決算）
扶養手当	普通会計に同じ	同	無	960千円	240,000円
住居手当	普通会計に同じ	同	無	0千円	0円
通勤手当	普通会計に同じ	同	無	550千円	137,500円
管理職手当	普通会計に同じ	同	無	0千円	0円
管理職特別 勤務手当	普通会計に同じ	同	無	0千円	0円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 1,218,964	千円 △17,718	千円 601,491	% 49.3	% 55.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
4年度	64人	千円 243,978	千円 71,280	千円 86,178	千円 401,436	千円 6,297	千円 7,159

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
南伊勢町	事務職	41.09歳	291,700円	321,414円
	医師	57.10歳	581,800円	1,472,194円
	看護師	48.11歳	311,470円	326,433円
団体平均	事務職	46.3歳	322,023円	503,394円
	医師	43.3歳	562,455円	1,399,976円
	看護師	41.3歳	298,127円	489,372円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南伊勢町（病院事業）		南伊勢町（普通会計）	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,381千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,350千円	
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （ 1.35）月分 （ 0.95）月分		（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （ 1.35）月分 （ 0.95）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和５年４月１日現在）

南伊勢町（病院事業）			南伊勢町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（２～４５％加算）			定年前早期退職特別措置（２～４５％加算）		
１人当たり平均支給額	4,452千円	0千円	１人当たり平均支給額	330千円	19,578千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、３年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（４年度決算）			5,051千円
支給職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）			1,683,687円
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
医師	16％	３人	0％

エ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（４年度決算）			27,461千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）			429,078円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（４年度）			100％	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	支給実績 （４年度決算）	左記職員に対する 支給単価
研究手当	医師	医学研究	16,800千円	月額６０万円以内
夜間看護手当	看護部の職員	夜間看護業務	6,281千円	１回につき６,０００円 以内
防疫手当	職員	新型コロナウイルス感 染症に係る業務	1,821千円	従事した１日に つき１,０００円
特殊診療手当	住診、待機	住診、待機 エンゼルケア	2,521千円	１回につき 規則で定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	15,183千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	237千円
支給実績（令和３年度決算）	11,464千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	173千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和４年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (４年度決算)
扶養手当	普通会計に同じ	同	無	6,243千円	214,435円
住居手当	普通会計に同じ	同	無	1,315千円	225,950円
通勤手当	普通会計に同じ	同	無	7,887千円	123,056円
管理職手当	普通会計に同じ	同	無	9,072千円	1,814,400円
宿日直手当	普通会計に同じ	同	無	6,920千円	171,985円
管理職特別勤務手当	普通会計に同じ	同	無	0千円	0円

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	正午から13時まで

(2) 休暇制度

- ・年次休暇制度 1年(暦年)20日間
- ・病気休暇 病気療養に必要な期間(90日以内)
- ・特別休暇 結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏期休暇等
- ・介護休暇 家族の介護が必要な期間(連続する6月以内)無給

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和４年度) (単位：人)

区分	免職	降任	休職	合計
町長部局	0	0	1	1
教育委員会	0	0	0	0
合計	0	0	1	1

分限処分は、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

(2) 懲戒処分の状況(令和４年度) (単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
町長部局	0	0	4	3	7
教育委員会	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に、公務における規律と秩序を維持することを目的として、その職員に道義的責任を問う制裁措置です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

10 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務

職員は全体の奉仕者として公益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

(2) 信用失墜行為の禁止

職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。

(3) 営利企業等の従事制限

職員は任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業または事務にも従事することはできません。

令和4年4月1日現在の許可状況は以下のとおりです。

区分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の位を兼ねている者	0	
自ら営利を目的とする私企業を営む者	0	

(4) 争議行為等の禁止

職員は、争議行為等が禁止されています。

(5) 守秘義務

職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

(6) 政治的行為の制限

職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

11 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況(令和4年度)

研修名	受講者数(人)
ワンステップ	6
ツーステップ	6
スリーステップ	5
リーダー研修Ⅰ	2
公営企業会計研修	2
訴訟対応研修	1
情報処理研修(基礎・応用)	1
個人住民税	2
メンタルヘルス研修	1
契約事務	1

1 2 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 労働安全衛生事業の状況

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理の充実	衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実を図っています。
職員の健康管理	年1回全職員を対象に定期健康診断を実施しています。

・労働安全衛生事業の決算額…………… 1,783千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を実施するために三重県市町村職員互助会に加入しています。

負担金額 給料月額×4/1,000

加入者数 269人

主な事業 入院見舞金、冠婚葬祭時の給付、メンタルヘルス相談等

(3) その他の福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方職員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金がそれぞれ主体となり制度を実施しています。